

鳥労基発 1007 第 1 号
令和 3 年 10 月 7 日

建設関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長

建設業における死亡災害防止対策の徹底について（要請）

平素より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の令和 3 年建設業における労働災害発生状況につきましては、8 月末現在速報値で休業 4 日以上の死傷者数は 42 人と、前年同期と比較し 9 人、17.6%の減少となっておりますが、残念ながら、8 月には建設工事現場において後進してきたミキサー車に労働者が接触し亡くなるという災害が発生したところ

です。
この死亡災害発生後、各関係機関の皆様には、死亡災害撲滅を最優先として、各事業場に安全衛生対策の徹底、同種の労働災害防止への取組をお願いしたところですが、9 月に建設現場において蜂刺されによる死亡災害が発生いたしました。

建設現場において、安全衛生対策への取組をいただいている中、2 か月連続で死亡災害が発生したことは非常に残念であり、この傾向を何としても断ち切ることが必要と考えるところです。

今般、死亡災害を受けて下記リーフレットを作成いたしましたので、皆様には関係事業者等に対し、これまでの労働災害防止対策に加え、蜂刺され災害の発生しやすい時期である 10 月において特に注意を促していただき、同種災害の防止対策を周知くださいますようお願い申し上げます。

記

「蜂刺され災害を防ごう」

資料は、下記の鳥取労働局 H P に掲示予定としております。ご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>